

議案第 21 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、同条第 2 項の規定による告示の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別紙

大字賢堂字西谷に編入する区域

大字	字	地 番
向副	三軒家	510,512

地番については令和元年10月 2日現在の地番である

大字賢堂字宮谷に編入する区域

大字	字	地 番
向副	風呂谷	535

地番については令和元年10月 2日現在の地番である